

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年3月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500358 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500134 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 9 月 28 日から昭和 42 年 3 月 31 日に訂正し、昭和 39 年 9 月から昭和 40 年 9 月までの標準報酬月額を 3 万円、同年 10 月から昭和 41 年 9 月までの標準報酬月額を 3 万 3,000 円、同年 10 月から昭和 42 年 2 月までの標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 39 年 9 月 28 日から昭和 42 年 3 月 31 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 9 月 28 日から昭和 43 年 8 月 16 日まで

私は、A 社に昭和 38 年 12 月 1 日に入社し、昭和 43 年 8 月 15 日まで継続して勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無い。請求期間について厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 39 年 9 月 28 日から昭和 42 年 3 月 31 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、A 社に継続して勤務していたことが推認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 40 年 10 月及び昭和 41 年 10 月の定時決定の記録が取り消された上で、昭和 39 年 9 月 28 日と記録されていることが確認できる。

一方、上記被保険者名簿では、A 社は、昭和 42 年 3 月 31 日付けで、昭和 39 年 9 月 28 日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされていると認められるが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同日後の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録を昭和 39 年 9 月 28 日に遡って訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録及び同社の商業登記簿謄本により、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を

行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和39年9月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、当該喪失処理が行われたと推認される昭和42年3月31日であると認められる。

また、昭和39年9月から昭和42年2月までの標準報酬月額については、請求者の取消前の厚生年金保険の記録から、昭和39年9月から昭和40年9月までは3万円、同年10月から昭和41年9月までは3万3,000円、同年10月から昭和42年2月までは3万6,000円とすることが必要である。

請求期間のうち、昭和42年3月31日から昭和43年8月16日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、昭和43年8月15日まで、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本によると、A社は昭和43年10月28日に解散しており、元事業主は既に死亡していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者及び請求者と同様に昭和42年3月31日以後もA社に勤務したとする複数の同僚において、当該期間に係る給与明細書を所持している者はいない。

このほか、請求者の昭和42年3月31日から昭和43年8月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和42年3月31日から昭和43年8月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500390 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500136 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 21 日の標準賞与額を 11 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 21 日

私は、平成 23 年 12 月に A 社から賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 23 年分所得税源泉徴収簿及び請求者から提出された預金通帳の取引明細書により、請求者は、平成 23 年 12 月 21 日に賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500326 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500137 号

第1 結論

請求期間①、②、③及び④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から昭和 40 年 1 月 7 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から昭和 41 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 8 月 27 日から昭和 47 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 12 月 31 日から平成元年 9 月まで

私は、請求期間においてA社に勤務していたので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの期間において、A社に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、昭和 55 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、請求者は、同僚への照会を希望しないとしていることから、請求者の当該期間における勤務及び厚生年金保険への加入の状況並びに厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票は、資格取得順に整理番号が付されているが、請求期間において、欠番は無く、請求者の請求期間に係る記録は見当たらない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500355号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500135号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月2日から昭和57年5月16日まで

私は、昭和56年10月2日からA社に勤務した。一般の従業員は、3か月の試用期間があったが、私は当時の事業主の息子であったため、すぐに正社員になった。厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

A社で社会保険事務を担当していた元役員の具体的な陳述内容から、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記の元役員は、会社倒産により全ての資料を失ったとしているほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、請求期間にA社で被保険者記録が確認できた同僚に照会したが、請求者の社会保険への加入状況を覚えている者はいないことから、請求者の厚生年金保険への加入時期や請求期間における保険料の控除について確認できない。

また、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において確認できる資格取得日は、オンライン記録と同日の昭和57年5月17日である上、請求者の被保険者原票の「資格取得届進達処理年月日」欄には「57.5.21」の日付が確認できるところ、請求者と同日に資格を取得している同僚二人に係る被保険者原票においても同様の記載が確認できる。

さらに、A社に係る被保険者原票における「健保番号」は資格取得順に付番されているところ、請求者の一つ前の番号となっている同僚の資格取得日は請求期間より前の昭和56年8月3日であり、その被保険者原票の「資格取得届進達処理年月日」欄には「56.8.6」の日付が確認できることから、同社に係る被保険者資格取得の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、上記の元役員は、試用期間の有無の違いはあるが、従業員の健康保険、厚生年金保

険、雇用保険の被保険者資格取得届は全て同時に行っており、資格取得届を提出する前に、給与から厚生年金保険料を控除することはない旨陳述しているところ、請求者を含むほとんどの従業員の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日は一致しており、元役員の陳述どおりであることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。